

第37回成田市農業委員会総会議事録

令和5年7月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年7月10日(月)
午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	檜垣金一		
1番	諏訪恵昨	11番	泉水厚子
2番	山倉正義	12番	藤崎茂雄
3番	矢崎光二	13番	森川光江
4番	大竹卓	14番	小川繁
5番	湯浅恵介	15番	秋山皓一
6番	諏訪和恵	16番	石原満
7番	木村知子	17番	菅澤茂
9番	秋間伸一	18番	藤崎明
10番	石井孝和		

5. 欠席委員 1名 8番 北崎悦夫

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	宮内孝史
主査	青柳紀生

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、18名です。欠席委員は、8番北崎委員です。

定足数に達しておりますので、第37回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、6月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、4番大竹卓委員、5番湯浅恵介委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命いたします。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で2件の申請がございました。

①売買でございます。1番、譲受人である猿山の法人が、堀之内にお住まいの譲渡人が所有する、堀之内の畑1筆、1,322㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「会社の取引先の近くの申請地を取得して、円滑な営農を行いたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により農地を取得したが、高齢となり、営農が困難であるため申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、山武郡芝山町にお住まいの譲受人が、畑ヶ田にお住まいの譲渡人が所有する、畑ヶ田の畑1筆、1,860㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「移転後の自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条①売買の1番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は合同会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物である芝草の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は3名であり、議決権要件につきましては、構成員である役員2名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.6%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、芝草を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、ジャガイモなどを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 去る7月5日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員5名、農地利用最適化推進委員3名、合計8名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、堀之内共同利用施設の北、市道十余三駒井野線を東側に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、遠山公民館の南、市道大清水畑ケ田線を西側に入った農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より「移転後の自宅は成田市内なのか」との質問があり、「芝

山町だが、現在より申請地に近くなる」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集4ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で2件の申請がございました。

1番、賃借人である成田市長が、三里塚御料にお住まいの賃貸人が所有する、新田の畑6筆、合計3,452㎡に賃借権を設定し、「普通車126台分の駐車場用地」として転用したいという申請でございます。

本案件につきましては、令和2年7月10日開催の第37回総会におきまして、成田市公設地方卸売市場の移転に伴う新市場建設工事に係る「建設資材置場及び駐車場用地」として、令和5年7月27日まで一時転用の許可を取得しておりますが、本年6月6日付けで農用地区域からの除外が完了しており、今後も恒久的に駐車場として使用するため、転用許可申請が提出されたものでございます。

総会資料3ページに案内図、4ページが公図の写しでございます。

2番、賃借人である千葉市若葉区の法人が、成井にお住まいの賃貸人が所有する、地蔵原新田の畑1筆、2,641㎡に賃借権を設定し、「資材置場用地」として令和8年7月31日まで、一時転用したいという申請でございます。

総会資料5ページに案内図、6ページが公図の写しでございます。

以上で、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。続きまして①賃借権の設定の1番について、審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年6月6日公告により除外済みです。除外後は、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場、普通車126台分の用地です。新市場の建設に伴い、資材置場及び駐車場用地として、農地法第5条で一時転用許可を受け、令和5年7月27日まで暫定駐車場として使用しておりました。今回、農用地区域からの除外に伴い、現在の整備済みの駐車場について、継続して使用するため、申請を行うものです。資力及び信用については、形状の変更がないため、工事費等は発生しません。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内で浸透処理とし、併せて敷地内の周囲に浸透側溝を設置し、地下浸透させ、雨水流出を抑制させるとともに、事業区域の周囲にコンクリートブロック及び目隠しフェンスを設置しており、ゴミ等の飛散防止に努めております。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます

○議長 ありがとうございます。続きまして、①賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、成田市公設卸売市場の北東、市道十余三新田線の北側に隣接する農地で、現況は駐車場として利用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①賃借権の設定の1番は可決されました。続きまして、①賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①賃借権の設定の2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年8月1日着手、令和8年7月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透枿を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、①賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、成井コミュニティセンターの東、市道地蔵原村中3号線の東側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①賃借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、①賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上局長 議案集の5ページでございます。

議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。

今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、飯田町にお住まいの相続人が、土室の畑1筆、56㎡を「平成14年から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影（平成15年1月29日に撮影）されました航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料7ページに案内図、8ページが公図の写しでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。次に、議案第3号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は高崎防音集会所の北、市道土室高崎地内線を北側に入った農地で、現況は宅地として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和5年度 第5次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、湯浅 委員、小川 委員、藤崎 明 委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(湯浅 委員、小川 委員、藤崎 明 委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、令和5年度 第5次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

議案第4号、令和5年度 第5次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より、7ページに記載のとおり、「令和5年度 第5次農用地利用集積計画(案)について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、8ページから11ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、12ページから37ページでございます。

それでは、議案集8ページをご覧ください。

1. 利用権設定、賃借権でございます。

契約期間3年のものが、26, 745.57㎡、田5筆1件、2, 157㎡、畑は8筆4件、24, 588.57㎡で、詳細は12ページの1番から5番でございます。

契約期間10年のものが、1, 201㎡、畑1筆1件で、詳細は12ページの6番

でございます。

合計の契約面積は、27,946.57㎡、田5筆1件、2,157㎡、畑は9筆5件、25,789.57㎡でございます。内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集9ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、8,945㎡、畑3筆1件で、詳細は13ページの1番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、2,531㎡、田2筆2件で、詳細は13ページの2番及び3番でございます。

契約期間10年のものが、425,992.86㎡、田275筆81件、414,388.86㎡、畑は5筆3件、11,604㎡で、詳細は13ページの4番から24ページの87番でございます。

合計の契約面積は、437,468.86㎡、田277筆83件、416,919.86㎡、畑は8筆4件、20,549㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積141,479㎡、田87筆36件、132,534㎡、畑は3筆1件、8,945㎡、再設定の契約面積は、295,989.86㎡、田190筆47件、284,385.86㎡、畑は5筆3件、11,604㎡でございます。

続きまして、議案集10ページでございます。2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集25ページから36ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

続きまして、議案集11ページでございます。

3. 所有権移転でございます。1件ございました。詳細につきましては、議案集37ページに記載がございますので、お開きください。

1番、赤荻にお住まいの譲受人が、成毛にお住まいの譲渡人が所有する、赤荻の田2筆、2,758㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和5年9月15日でございます。

本件につきましては、農作業受委託契約により、譲受人が耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

以上で「議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について」の説

明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(湯浅 委員、小川 委員、藤崎 明 委員 入室)

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集38ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集39ページをご覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。7件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集43ページをご覧ください。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用す

る場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集45ページでございます。

④転用事実確認証明でございます。5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 続きまして、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集46ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、でございます。

1件の提出がありました。

令和5年4月10日開催の第34回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案

件でございますが、許可権者である千葉県農地・農村振興課から「審査の過程において非農地として扱うこととされたため」許可申請の取下願いが提出されたものでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集47ページをお開きください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

20件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(秋山委員の挙手あり)

○議長 秋山委員

○秋山委員 質問ではないのですが、合意解約の2番と3番が大きな面積の解約を行うが、耕作した実績はあったのか。また当初借りるときに耕作可能な状態であったのでしょうか。わかる範囲で教えてほしい。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 最初は耕作するということで手続きを進めたようだが、時が経つにつれ、地主さんのほうからの情報で、耕作されていないということがわかってきた。そのため話し合いにより、合意解約の経緯にいたりしました。

○秋山委員 実際に耕作するための農機具はあったのか。

○井上事務局長 親のほうで農機具はもっていたようだが、面積を大きく借りすぎたため、一人ではやりきれなかったというのが実情のようです。

○議長 他にございますか

(特になし)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上事務局長 議案集54ページをお開きください。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。全体で5件の届け出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出が2件ございました。

これは、2a未満の農業用施設用地への転用であり、添付書類も含め、完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

続きまして、55ページをお開きください。

②農地法施行規則第53条第14号の規定による届出といたしまして、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置が1件ございました。携帯電話無線基地局設置に伴う届出であり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

③千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が2件ございました。

この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出であり、高さは1m未満、面積は500㎡未満、事業期間が3か月を超えないことなどの要件がございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号 農地等の現況に関する照会について、を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集56ページをお開きください。

報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

千葉地方法務局香取支局より3件、成田出張所より3件、合計6件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第37回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時20分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月10日

議事録署名人
